

町の考え方を問う

一般質問

9月定例会では、福祉問題など、町政全般へ5名12項目にわたり質問がありました。なお、質問者及び質問項目は、左の表のとおりです。

- 川端 祥介 (P4)
 - ・箱根町等が関わる係属中の訴訟について
 - ・町の法務管理と行政法務について、行政上の義務履行確保と担当組織の確立について
 - ・芦ノ湖クリニックの経緯について
- 村上 東司 (P5)
 - ・箱根町第5次総合計画の事業(大型)の進捗状況と今後の見通しについて
- 山田 成宣 (P6)
 - ・元箱根集会所建設の進捗状況について
 - ・高速道路週末1000円となってからの観光客の状況と民主党政権下の高速道路一部無料化と休日上限1000円の社会実験について
 - ・箱根新道無料化について
- 村野 由紀子 (P6)
 - ・箱根町の子育て支援について
 - ・箱根町総合保健福祉センター・さくら館のあり方について
- 山田 和江 (P7)
 - ・国民健康保険料の引き下げについて
 - ・熱中症対策について
 - ・社会福祉協議会の移転について

総務

町の法務管理と行政法務について、行政上の義務履行確保と担当組織の確立について

Q・法務行政の現状と主な職務について

A 訴訟が発生した場合、訴訟案件に町の中で最もその訴訟に関係が深い部署が担当部署となり、その対応に当たっている。そのうえで、訴訟には、やはり、法律等に関する専門的な知識及び経験が必要なことから、町の顧問弁護士として選任している弁護士を訴訟代理人として選任している。したがって、訴訟においては、町の担当部署が訴訟代理人である町顧問弁護士の指示により、当該訴訟に係る事務を行っている、というのが現状であり、訴訟事務を専門的に担当する組織の設置及び職員の配置はない。

の義務が挙げられる。この義務については、簡単にいえば、納期が設定され期日

までには納めていただくことが義務となっているわけだが、一部には、納付期限が過ぎてもなかなか納付していただけない方々もいる。これらの方々については、

まず、督促状を発送し、それでも納付されない方々については電話や文書等で催促し、また、担当者が自宅や事業所に訪問をすることで義務の履行の確保を図っている。それでも、履行の確保が図られない場合においては、地方税法等に基づき、財産の差し押さえ処分を行うこと等で債権の確保を図っている。

また、税以外にも金銭の納付義務が生じるものとして、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道料金、温泉

使用料、育英奨学金等があるが、これらは、それぞれの種類に応じて適用される

法律等が異なるため、履行の確保については、税と同等の強制的な取り扱いができるものについては税と同等に、できないものについては、できない範囲において、適正に行っている。

これまで、行政上の義務の中でも、金銭の納付義務の履行の確保について述べたが、行政上の義務については、一部の義務の不履行を見逃せば、多くの適正に義務を履行されている方々が不公平感を感じ、さらには多くの義務の不履行が生じるといふ悪循環に陥るおそれがあることから、引き続き、その適正な履行確保に努めていきたい。

また、税以外にも金銭の納付義務が生じるものとして、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道料金、温泉

使用料、育英奨学金等があるが、これらは、それぞれの種類に応じて適用される

法律等が異なるため、履行の確保については、税と同等の強制的な取り扱いができるものについては税と同等に、できないものについては、できない範囲において、適正に行っている。

これまで、行政上の義務の中でも、金銭の納付義務の履行の確保について述べたが、行政上の義務については、一部の義務の不履行を見逃せば、多くの適正に義務を履行されている方々が不公平感を感じ、さらには多くの義務の不履行が生じるといふ悪循環に陥るおそれがあることから、引き続き、その適正な履行確保に努めていきたい。

また、税以外にも金銭の納付義務が生じるものとして、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道料金、温泉

使用料、育英奨学金等があるが、これらは、それぞれの種類に応じて適用される

法律等が異なるため、履行の確保については、税と同等の強制的な取り扱いができるものについては税と同等に、できないものについては、できない範囲において、適正に行っている。

法律等が異なるため、履行の確保については、税と同等の強制的な取り扱いができるものについては税と同等に、できないものについては、できない範囲において、適正に行っている。

これまで、行政上の義務の中でも、金銭の納付義務の履行の確保について述べたが、行政上の義務については、一部の義務の不履行を見逃せば、多くの適正に義務を履行されている方々が不公平感を感じ、さらには多くの義務の不履行が生じるといふ悪循環に陥るおそれがあることから、引き続き、その適正な履行確保に努めていきたい。

また、税以外にも金銭の納付義務が生じるものとして、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道料金、温泉

使用料、育英奨学金等があるが、これらは、それぞれの種類に応じて適用される

法律等が異なるため、履行の確保については、税と同等の強制的な取り扱いができるものについては税と同等に、できないものについては、できない範囲において、適正に行っている。

これまで、行政上の義務の中でも、金銭の納付義務の履行の確保について述べたが、行政上の義務については、一部の義務の不履行を見逃せば、多くの適正に義務を履行されている方々が不公平感を感じ、さらには多くの義務の不履行が生じるといふ悪循環に陥るおそれがあることから、引き続き、その適正な履行確保に努めていきたい。

また、税以外にも金銭の納付義務が生じるものとして、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道料金、温泉

使用料、育英奨学金等があるが、これらは、それぞれの種類に応じて適用される

法律等が異なるため、履行の確保については、税と同等の強制的な取り扱いができるものについては税と同等に、できないものについては、できない範囲において、適正に行っている。

これまで、行政上の義務の中でも、金銭の納付義務の履行の確保について述べたが、行政上の義務については、一部の義務の不履行を見逃せば、多くの適正に義務を履行されている方々が不公平感を感じ、さらには多くの義務の不履行が生じるといふ悪循環に陥るおそれがあることから、引き続き、その適正な履行確保に努めていきたい。

また、税以外にも金銭の納付義務が生じるものとして、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道料金、温泉

使用料、育英奨学金等があるが、これらは、それぞれの種類に応じて適用される

法律等が異なるため、履行の確保については、税と同等の強制的な取り扱いができるものについては税と同等に、できないものについては、できない範囲において、適正に行っている。

これまで、行政上の義務の中でも、金銭の納付義務の履行の確保について述べたが、行政上の義務については、一部の義務の不履行を見逃せば、多くの適正に義務を履行されている方々が不公平感を感じ、さらには多くの義務の不履行が生じるといふ悪循環に陥るおそれがあることから、引き続き、その適正な履行確保に努めていきたい。

また、税以外にも金銭の納付義務が生じるものとして、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道料金、温泉

Q・行政上の義務履行確保に関する法務行政について

A 行政上の義務も多岐にわたるが、その

Q・組織の確立について

A 訴訟事務を専門的に担当する組織の設置及び職員の配置については、ますます増加する行政上の義務の複雑化や多様化により、行政権限の行使の適法・違法をめぐって行政と町民との間で裁判に発展するケースは増えることが予想されることから、危機管

理という点においては、大事な点であるという認識は持っているが、限られた職員数の中で、効率的・効果的な行政運営を考えた場合には、現在のところ、

行う考えはない。現在、町などが当事者となっている係争中の案件がいくつかある訳ではありますが、訴訟に至る前の段階で、町民などから不信や疑念を抱かれることがないよう条例や規則等を遵守した対応を日頃から行っていく組織体制であることがそれ以上に大事なことであると考えているので、

今後は今以上に町民などから不信や疑念を抱かれることがないよう職員1人ひとりが日々の業務に取り組んでいかなければならないと考えている。したがって、行政上の義務履行確保に関する法務行政については、現在の組織の中で発生事案に応じて対応していきたいと考えている。

また、税以外にも金銭の納付義務が生じるものとして、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道料金、温泉